

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,655	133,001	8,480	89.7%	234,260	215,428	59,430	2,652	92.0%
1514	福岡県	大木町	102	102	0	0	100.0%	14	14	0	0	100.0%
1515	福岡県	広川町	156	156	0	127	100.0%	39	39	0	39	100.0%
1516	福岡県	香春町	146	144	1	0	98.6%	10	10	1	0	100.0%
1517	福岡県	添田町	129	129	16	0	100.0%	13	13	9	0	100.0%
1518	福岡県	糸田町	112	112	13	0	100.0%	10	10	1	0	100.0%
1519	福岡県	川崎町	239	220	56	37	92.1%	31	26	19	0	83.9%
1520	福岡県	大任町	65	62	3	0	95.4%	6	3	2	0	50.0%
1521	福岡県	赤村	40	38	0	0	95.0%	8	7	0	0	87.5%
1522	福岡県	福智町	292	289	76	0	99.0%	45	44	32	0	97.8%
1523	福岡県	珂田町	259	254	2	0	98.1%	173	169	0	0	97.7%
1524	福岡県	みやこ町	164	152	3	0	92.7%	43	41	0	0	95.3%
1525	福岡県	吉富町	53	53	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
1526	福岡県	上毛町	77	77	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
1527	福岡県	築上町	189	180	0	0	95.2%	31	22	0	0	71.0%
1528	佐賀県	佐賀市	1,968	1,709	454	11	86.8%	365	344	93	0	94.2%
1529	佐賀県	唐津市	911	873	373	0	95.8%	163	163	24	0	100.0%
1530	佐賀県	鳥栖市	475	475	7	0	100.0%	256	256	5	0	100.0%
1531	佐賀県	多久市	234	234	22	4	100.0%	14	14	1	0	100.0%
1532	佐賀県	伊万里市	478	469	9	0	98.1%	52	51	0	0	98.1%
1533	佐賀県	武雄市	492	492	152	0	100.0%	114	114	28	0	100.0%
1534	佐賀県	鹿島市	239	232	15	3	97.1%	36	36	34	0	100.0%
1535	佐賀県	小城市	379	376	47	0	99.2%	62	62	15	0	100.0%
1536	佐賀県	嬉野市	289	259	57	0	89.6%	40	40	30	0	100.0%
1537	佐賀県	神埼市	268	267	0	0	99.6%	35	34	0	0	97.1%
1538	佐賀県	吉野ヶ里町	123	118	2	0	95.9%	39	38	0	0	97.4%
1539	佐賀県	基山町	136	131	9	0	96.3%	34	34	0	0	100.0%
1540	佐賀県	上峰町	62	61	18	0	98.4%	14	14	4	0	100.0%
1541	佐賀県	みやき町	206	206	41	0	100.0%	27	27	8	0	100.0%
1542	佐賀県	玄海町	43	41	1	0	95.3%	2	2	0	0	100.0%
1543	佐賀県	有田町	188	187	0	0	99.5%	28	28	0	0	100.0%
1544	佐賀県	大町町	91	91	26	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1545	佐賀県	江北町	77	76	9	1	98.7%	9	9	2	0	100.0%
1546	佐賀県	白石町	217	208	39	0	95.9%	29	29	21	0	100.0%
1547	佐賀県	太良町	91	91	4	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1548	長崎県	長崎市	3,585	3,420	909	0	95.4%	757	755	426	0	99.7%
1549	長崎県	佐世保市	2,264	2,001	1	0	88.4%	326	325	3	0	99.7%
1550	長崎県	島原市	474	474	0	1	100.0%	79	79	0	0	100.0%
1551	長崎県	諫早市	1,257	1,257	0	0	100.0%	305	305	0	0	100.0%
1552	長崎県	大村市	930	919	0	0	98.8%	302	302	0	0	100.0%
1553	長崎県	平戸市	443	401	0	0	90.5%	51	51	0	0	100.0%
1554	長崎県	松浦市	310	299	5	0	96.5%	43	43	25	0	100.0%
1555	長崎県	対馬市	334	316	0	0	94.6%	51	51	0	0	100.0%
1556	長崎県	壱岐市	266	260	0	0	97.7%	51	51	0	0	100.0%
1557	長崎県	五島市	569	569	7	0	100.0%	106	106	0	0	100.0%
1558	長崎県	西海市	350	258	0	0	73.7%	88	88	2	0	100.0%
1559	長崎県	雲仙市	537	537	5	0	100.0%	73	73	5	0	100.0%
1560	長崎県	南島原市	517	488	4	18	94.4%	119	118	41	0	99.2%
1561	長崎県	長与町	249	187	53	0	75.1%	82	82	42	0	100.0%
1562	長崎県	時津町	213	213	78	0	100.0%	82	82	29	0	100.0%
1563	長崎県	東彼杵町	111	105	1	0	94.6%	22	20	0	0	90.9%
1564	長崎県	川棚町	141	137	0	0	97.2%	41	41	0	0	100.0%
1565	長崎県	波佐見町	151	129	0	0	85.4%	27	24	0	0	88.9%
1566	長崎県	小値賀町	30	27	0	0	90.0%	0	0	0	0	0
1567	長崎県	佐々町	100	100	4	5	100.0%	11	11	5	0	100.0%
1568	長崎県	新上五島町	312	312	0	0	100.0%	47	47	41	0	100.0%
1569	熊本県	熊本市	5,724	5,332	15	0	93.2%	1,649	1,649	2	0	100.0%
1570	熊本県	八代市	1,199	1,094	150	0	91.2%	579	579	164	0	100.0%
1571	熊本県	人吉市	376	376	18	0	100.0%	98	98	2	0	100.0%
1572	熊本県	荒尾市	475	393	0	0	82.7%	117	95	0	0	81.2%
1573	熊本県	水俣市	392	387	2	0	98.7%	10	10	0	0	100.0%
1574	熊本県	玉名市	611	597	1	0	97.7%	121	121	0	0	100.0%
1575	熊本県	山鹿市	611	598	3	0	97.9%	179	179	0	0	100.0%
1576	熊本県	菊池市	552	512	0	0	92.8%	153	152	0	0	99.3%
1577	熊本県	宇土市	310	296	37	5	95.5%	117	102	65	0	87.2%
1578	熊本県	上天草市	294	292	0	1	99.3%	15	15	0	0	100.0%
1579	熊本県	宇城市	595	585	46	0	98.3%	176	175	15	0	99.4%
1580	熊本県	阿蘇市	257	245	0	0	95.3%	73	73	0	0	100.0%
1581	熊本県	天草市	959	954	51	0	99.5%	154	154	0	0	100.0%
1582	熊本県	合志市	448	444	1	0	99.1%	313	313	0	0	100.0%
1583	熊本県	美里町	140	125	31	5	89.3%	6	6	6	0	100.0%
1584	熊本県	玉東町	50	41	0	0	82.0%	9	9	0	0	100.0%
1585	熊本県	南関町	127	126	1	0	99.2%	27	27	0	0	100.0%
1586	熊本県	長洲町	129	120	3	0	93.0%	38	38	0	0	100.0%
1587	熊本県	和水町	105	101	0	0	96.2%	32	32	0	0	100.0%
1588	熊本県	大津町	279	262	0	0	93.9%	176	176	0	0	100.0%
1589	熊本県	菊陽町	253	253	0	0	100.0%	176	176	0	0	100.0%
1590	熊本県	南小国町	47	47	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1591	熊本県	小国町	78	72	0	0	92.3%	18	18	0	0	100.0%
1592	熊本県	産山村	24	14	0	0	58.3%	2	2	0	0	100.0%
1593	熊本県	高森町	69	62	0	0	89.9%	16	15	0	0	93.8%
1594	熊本県	西原村	57	57	0	0	100.0%	40	40	0	0	100.0%
1595	熊本県	南阿蘇村	93	85	2	0	91.4%	69	69	50	0	100.0%
1596	熊本県	御船町	161	161	4	0	100.0%	40	40	22	0	100.0%
1597	熊本県	嘉島町	39	39	1	0	100.0%	27	27	22	0	100.0%
1598	熊本県	益城町	205	204	2	0	99.5%	67	67	38	0	100.0%
1599	熊本県	甲佐町	114	109	3	0	95.6%	28	28	24	0	100.0%
1600	熊本県	山都町	208	208	6	0	100.0%	5	5	1	0	100.0%
1601	熊本県	氷川町	96	84	2	0	87.5%	41	41	27	0	100.0%
1602	熊本県	芦北町	207	207	1	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,655	133,001	8,480	89.7%	234,260	215,428	59,430	2,652	92.0%
1603	熊本県	津奈木町	64	63	0	0	98.4%	0	0	0	0	
1604	熊本県	錦町	91	91	0	0	100.0%	68	47	20	0	69.1%
1605	熊本県	多良木町	118	118	1	0	100.0%	50	45	35	0	90.0%
1606	熊本県	湯前町	47	47	1	0	100.0%	15	13	6	0	86.7%
1607	熊本県	水上村	22	22	0	0	100.0%	9	9	0	4	100.0%
1608	熊本県	相良村	65	65	0	0	100.0%	15	15	3	0	100.0%
1609	熊本県	五木村	13	13	0	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
1610	熊本県	山江村	41	41	0	0	100.0%	15	15	12	0	100.0%
1611	熊本県	球磨村	40	40	0	0	100.0%	10	10	7	0	100.0%
1612	熊本県	あさぎり町	163	163	0	0	100.0%	48	48	0	0	100.0%
1613	熊本県	苓北町	81	81	1	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1614	大分県	大分市	3,405	3,402	4	0	99.9%	782	782	0	0	100.0%
1615	大分県	別府市	1,444	1,444	0	0	100.0%	177	177	0	0	100.0%
1616	大分県	中津市	787	782	33	0	99.4%	76	75	0	0	98.7%
1617	大分県	日田市	689	689	0	0	100.0%	119	119	0	0	100.0%
1618	大分県	佐伯市	685	685	2	0	100.0%	106	106	0	0	100.0%
1619	大分県	臼杵市	445	445	1	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
1620	大分県	津久見市	209	209	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
1621	大分県	竹田市	274	274	0	0	100.0%	16	16	0	0	100.0%
1622	大分県	豊後高田市	241	241	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1623	大分県	杵築市	288	275	0	0	95.5%	25	25	0	0	100.0%
1624	大分県	宇佐市	700	700	0	0	100.0%	72	72	0	0	100.0%
1625	大分県	豊後大野市	431	425	0	0	98.6%	100	96	0	0	96.0%
1626	大分県	由布市	296	294	0	0	99.3%	62	56	0	0	90.3%
1627	大分県	国東市	342	316	0	0	92.4%	32	32	0	0	100.0%
1628	大分県	姫島村	16	16	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1629	大分県	日出町	268	268	0	0	100.0%	39	39	0	0	100.0%
1630	大分県	九重町	92	76	0	0	82.6%	11	10	0	0	90.9%
1631	大分県	玖珠町	126	123	1	0	97.6%	37	37	0	0	100.0%
1632	宮崎県	宮崎市	3,636	3,585	58	0	98.6%	602	600	0	0	99.7%
1633	宮崎県	都城市	1,312	1,312	0	0	100.0%	326	326	0	0	100.0%
1634	宮崎県	延岡市	982	982	0	0	100.0%	264	264	0	0	100.0%
1635	宮崎県	日南市	454	454	0	0	100.0%	115	115	0	0	100.0%
1636	宮崎県	小林市	326	318	0	0	97.5%	153	144	0	0	94.1%
1637	宮崎県	日向市	662	662	0	0	100.0%	76	76	0	0	100.0%
1638	宮崎県	串間市	177	177	0	0	100.0%	28	28	0	0	100.0%
1639	宮崎県	西都市	242	242	0	0	100.0%	58	58	0	0	100.0%
1640	宮崎県	えびの市	144	144	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
1641	宮崎県	三股町	219	219	0	0	100.0%	63	63	0	0	100.0%
1642	宮崎県	高原町	84	84	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1643	宮崎県	国富町	157	157	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1644	宮崎県	綾町	51	45	0	0	88.2%	5	5	0	0	100.0%
1645	宮崎県	高鍋町	196	196	0	0	100.0%	35	35	0	0	100.0%
1646	宮崎県	新富町	163	163	0	0	100.0%	40	40	0	0	100.0%
1647	宮崎県	西米良村	13	13	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1648	宮崎県	木城町	57	57	0	0	100.0%	17	17	0	0	100.0%
1649	宮崎県	川南町	151	151	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1650	宮崎県	都農町	110	110	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1651	宮崎県	門川町	156	156	0	0	100.0%	31	31	0	0	100.0%
1652	宮崎県	諸塚村	21	21	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1653	宮崎県	椎葉村	47	47	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
1654	宮崎県	美郷町	60	60	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1655	宮崎県	高千穂町	123	121	1	0	98.4%	1	1	0	0	100.0%
1656	宮崎県	日之影町	44	43	0	0	97.7%	2	2	0	0	100.0%
1657	宮崎県	五ヶ瀬町	40	40	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1658	鹿児島県	鹿児島市	5,626	5,624	64	0	100.0%	2,889	2,889	86	0	100.0%
1659	鹿児島県	鹿屋市	996	936	0	0	94.0%	317	315	0	0	99.4%
1660	鹿児島県	枕崎市	182	182	0	0	100.0%	68	68	0	0	100.0%
1661	鹿児島県	阿久根市	271	271	0	0	100.0%	47	47	0	0	100.0%
1662	鹿児島県	出水市	553	553	0	0	100.0%	160	160	1	0	100.0%
1663	鹿児島県	指宿市	358	358	0	0	100.0%	89	89	0	0	100.0%
1664	鹿児島県	西之表市	219	219	0	0	100.0%	36	36	0	0	100.0%
1665	鹿児島県	垂水市	146	146	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
1666	鹿児島県	薩摩川内市	838	836	1	0	99.8%	184	184	0	0	100.0%
1667	鹿児島県	日置市	512	512	0	0	100.0%	284	284	0	0	100.0%
1668	鹿児島県	曾於市	381	381	0	0	100.0%	77	77	0	0	100.0%
1669	鹿児島県	霧島市	1,060	990	0	0	93.4%	734	640	0	0	87.2%
1670	鹿児島県	いちき串木野市	243	243	2	0	100.0%	105	105	0	0	100.0%
1671	鹿児島県	南さつま市	459	458	0	0	99.8%	123	123	0	0	100.0%
1672	鹿児島県	志布志市	378	378	0	0	100.0%	58	58	0	0	100.0%
1673	鹿児島県	奄美市	657	631	0	0	96.0%	89	89	0	0	100.0%
1674	鹿児島県	南九州市	423	422	0	0	99.8%	126	126	0	0	100.0%
1675	鹿児島県	伊佐市	286	269	0	0	94.1%	140	140	0	0	100.0%
1676	鹿児島県	姪良市	645	612	5	0	94.9%	267	198	15	0	74.2%
1677	鹿児島県	三島村	4	4	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1678	鹿児島県	十島村	2	2	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1679	鹿児島県	さつま町	207	207	0	0	100.0%	65	65	0	0	100.0%
1680	鹿児島県	長島町	124	124	0	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
1681	鹿児島県	湧水町	93	85	0	0	91.4%	54	54	0	0	100.0%
1682	鹿児島県	大崎町	155	155	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
1683	鹿児島県	東串良町	61	60	0	0	98.4%	10	10	0	0	100.0%
1684	鹿児島県	錦江町	84	84	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
1685	鹿児島県	南大隅町	88	87	0	0	98.9%	5	5	5	0	100.0%
1686	鹿児島県	肝付町	199	199	0	0	100.0%	30	30	0	0	100.0%
1687	鹿児島県	中種子町	91	91	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
1688	鹿児島県	南種子町	51	51	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1689	鹿児島県	屋久島町	132	132	0	0	100.0%	25	25	0	0	100.0%
1690	鹿児島県	大和村	27	27	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1691	鹿児島県	宇検村	24	24	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,655	133,001	8,480	89.7%	234,260	215,428	59,430	2,652	92.0%
1692	鹿児島県	瀬戸内町	91	89	0	0	97.8%	17	17	0	0	100.0%
1693	鹿児島県	龍郷町	85	84	0	0	98.8%	16	16	0	0	100.0%
1694	鹿児島県	喜界町	77	77	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
1695	鹿児島県	徳之島町	132	128	0	0	97.0%	20	20	0	0	100.0%
1696	鹿児島県	天城町	66	66	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1697	鹿児島県	伊仙町	94	94	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1698	鹿児島県	和泊町	62	62	0	0	100.0%	24	24	0	0	100.0%
1699	鹿児島県	知名町	35	35	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1700	鹿児島県	与論町	55	55	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1701	沖縄県	那覇市	2,993	2,696	62	0	91.0%	808	758	25	0	93.8%
1702	沖縄県	宜野湾市	808	731	7	0	90.5%	296	286	0	0	96.6%
1703	沖縄県	石垣市	510	506	12	0	99.2%	136	136	1	1	100.0%
1704	沖縄県	浦添市	947	865	24	0	91.3%	308	298	41	0	96.8%
1705	沖縄県	名護市	556	494	10	0	88.8%	156	143	3	0	91.7%
1706	沖縄県	糸満市	627	627	0	0	100.0%	165	165	0	0	100.0%
1707	沖縄県	沖縄市	1,536	1,384	6	72	90.1%	460	441	16	0	95.9%
1708	沖縄県	豊見城市	496	428	14	3	86.3%	154	149	0	0	96.8%
1709	沖縄県	うるま市	1,570	1,447	0	0	92.2%	388	371	0	0	95.6%
1710	沖縄県	宮古島市	690	671	9	0	97.2%	83	83	0	0	100.0%
1711	沖縄県	南城市	370	354	0	1	95.7%	89	87	0	0	97.8%
1712	沖縄県	国頭村	67	67	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1713	沖縄県	大宜味村	55	55	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1714	沖縄県	東村	40	39	0	0	97.5%	0	0	0	0	
1715	沖縄県	今帰仁村	118	109	0	0	92.4%	19	16	0	0	84.2%
1716	沖縄県	本部町	172	169	2	0	98.3%	33	31	1	0	93.9%
1717	沖縄県	恩納村	95	80	0	0	84.2%	29	28	0	0	96.6%
1718	沖縄県	宜野座村	34	17	0	0	50.0%	24	15	0	0	62.5%
1719	沖縄県	金武町	149	149	0	0	100.0%	50	49	0	0	98.0%
1720	沖縄県	伊江村	41	39	0	0	95.1%	1	1	0	0	100.0%
1721	沖縄県	読谷村	366	363	0	0	99.2%	99	98	1	0	99.0%
1722	沖縄県	嘉手納町	147	139	0	0	94.6%	32	32	0	0	100.0%
1723	沖縄県	北谷町	286	283	0	0	99.0%	91	91	0	0	100.0%
1724	沖縄県	北中城村	140	140	0	0	100.0%	43	43	0	0	100.0%
1725	沖縄県	中城村	175	171	0	0	97.7%	48	48	0	0	100.0%
1726	沖縄県	西原町	370	310	2	0	83.8%	83	80	0	0	96.4%
1727	沖縄県	与那原町	160	160	0	0	100.0%	45	45	0	0	100.0%
1728	沖縄県	南風原町	332	332	0	0	100.0%	107	107	0	0	100.0%
1729	沖縄県	渡嘉敷村	5	3	0	0	60.0%	0	0	0	0	
1730	沖縄県	座間味村	3	2	1	1	66.7%	1	1	1	0	100.0%
1731	沖縄県	粟国村	9	9	0	0	100.0%	0	0	0	0	
1732	沖縄県	渡名喜村	3	1	0	0	33.3%	0	0	0	0	
1733	沖縄県	南大東村	8	4	0	4	50.0%	0	0	0	0	
1734	沖縄県	北大東村	0	0	0	0		0	0	0	0	
1735	沖縄県	伊平屋村	8	8	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1736	沖縄県	伊是名村	20	20	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1737	沖縄県	久米島町	92	56	0	0	60.9%	1	1	0	0	100.0%
1738	沖縄県	八重瀬町	322	286	1	0	88.8%	57	54	0	0	94.7%
1739	沖縄県	多良間村	3	3	3	0	100.0%	0	0	0	0	
1740	沖縄県	竹富町	23	22	0	0	95.7%	2	2	0	0	100.0%
1741	沖縄県	与那国町	16	13	0	0	81.3%	1	1	0	0	100.0%

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長

◎1,741箇所中、90%以上：1,402箇所／80%以上90%未満：192箇所／70%以上80%未満：74箇所／60%以上70%未満：32箇所／50%以上60%未満：22箇所／40%以上50%未満：7箇所／30%以上40%未満：4箇所／20%以上30%未満：2箇所／10%以上20%未満：0箇所／10%未満：2箇所／該当なし：4箇所

11 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、平成27年10月時点で、介護サービス包括型では8.4万人、外部サービス利用型では1.6万人、計10.0万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加している。

第4期障害福祉計画（平成27～29年）では、平成29年度末までに全国で12.2万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

特に都市部における整備促進の観点から平成26年度より、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1つの新築の建物の中に合計定員20名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

また、第4期障害福祉計画では、これまでと同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、都道府県等におかれては、引き続き、グループホームの整備を促進し、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

(2) グループホームの体験利用等について【関連資料1】

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設している。

① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況は、下表のとおり増加傾向が認められるものの、地域生活への移行を更に進める観点から、より一層の積極的な活用が求められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	762 人	905 人	1,116 人	1,155 人
外部型 GH(旧 GH)	225 人	285 人	138 人	127 人
合計	987 人	1,190 人	1,254 人	1,282 人

②地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援において、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、日中活動サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、平成 27 年度の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行ったので(従前では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られていた)、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図り、地域生活への移行に取り組まれない。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	55 人	40 人	50 人
体験宿泊	25 人	31 人	29 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	31 人	33 人	17 人
合計	111 人	104 人	96 人

(3) グループホームの防火安全対策について

①消防法施行令等の改正【関連資料 2】

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成 25 年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、平成 26 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成 28 年 1 月 29 日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成 28 年 1 月 29 日消防庁告示第 2 号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考 1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積 275 m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考 1）消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※ 1）
- ・ 短期入所を行う施設（※ 1）

・ 共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寄宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設（※）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 生活介護を行う施設
- ・ 短期入所を行う施設（※）
- ・ 自立訓練を行う施設
- ・ 就労移行支援を行う施設
- ・ 就労継続支援を行う施設
- ・ 共同生活援助を行う施設（※）

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する 경우가多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を含

む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

(4) グループホームのサテライト型住居の利用状況について【関連資料4】

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態としてサテライト型住居の仕組みを平成26年度に創設したところである。制度創設後1年が経過したことから、その利用実態等を把握すべく本年度利用状況に関する調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料4のとおりである。

グループホームを利用している者のうち一人暮らし等を希望する者が安心してグループホームを退居し、新たな地域生活に移行できるよう、引き続き、サテライト型住居の活用について管内事業所等への助言・指導をお願いする。

(5) 宿泊型自立訓練の利用状況について【関連資料5】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者が宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等を受けるものであり、精神障害者等の地域生活を支える制度として重要な役割を担っているところである。今年度、利用者が宿泊型自立訓練事業所に入所する前と退所した後の生活の場等の実態を把握するため調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料5のとおりである。

宿泊型自立訓練を利用する精神障害者にとって、精神科病院から退院してすぐに単身生活等を送ることが困難な場合、まずは一定期間宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活を送りながら必要な訓練を受け、訓練終了後には単身生活等の地域生活に移行するといった中間的な居住の場という側面がある。このため、例えば、入院の必要性がないにもかかわらず、宿泊型自立訓練事業所を退所後不要に精神科病院に戻るといったことがないように、必要に応じて家族や市町村、相談支援事業所などの関係機関を含めた会議を開催するなど、利用終了後は適切に地域生活への移行につながるよう、管内事業所への助言・指導に努められたい。

(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の

確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する各地の「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成24年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成28年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

(7) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成21年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っている。

また、平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成26年4月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者を支援対象に加えた。また、面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算(地域生活移行個別支援特別加算)として評価しているところである。

当該加算については下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に温度差が認められるところであり、都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながらこうした支援の活用が図られるよう取り組まれない。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型GH	110 人	256 人	286 人
外部型GH	134 人	68 人	80 人
障害者支援施設	42 人	46 人	51 人
宿泊型自立訓練	41 人	33 人	53 人
合計	327 人	403 人	470 人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

なお、罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であり、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関と緊密に連携の上、矯正施設等を退所する者の支援に取り組まれない。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(8) 地域相談支援の着実な実施等について【関連資料6】

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第4期障害福祉計画において、平成29年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は4,368人、地域定着支援は6,648人の利用が見込まれているところである。

しかしながら、現時点の利用実績については、直近の平成27年10月で、地域移行支援が475人、地域定着支援が2,232人と低調となっており、都道府県別にみてもその状況に差異がある。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、障害福祉計画に位置付けることとなる障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の果たすべき機能として、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要なものと位置付けられる。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、障害者総合支援法に規定する協議会を積極的に活用し、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、必要な方には支援が行き届くよう適切な運用に努められたい。

②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として支援を行っているので、積極的に活用されたい。

（参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 33 条の 5 の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービス体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。

